

武力紛争の際の文化財の保護のための条約（仮訳）

1954年5月14日 ヘーグで作成

1956年8月7日 効力発生

締約国は、

文化財が最近の武力紛争の間に重大な損害を被っていること及び交戦技術の発達のため文化財の破壊の危険が増大していることを認識し、

各国民が世界の文化に貢献しているのであるから、いかなる国民に属する文化財に対する損害も全人類の文化的遺産に対する損害を意味するものであることを確認し、

文化的遺産の保存が世界のすべての国民にとって多大の重要性を有すること及びこの遺産に国際的保護を与えることが重要であることを考慮し、

1899年及び1907年のヘーグ条約並びに1935年4月15日のワシントン条約において確立された武力紛争の間における文化財の保護に関する諸原則を指針とし、

このような保護が、平時にその組織化のための国内的及び国際的措置が執られていない限り、効果的でありえないと認め、

文化財を保護するため可能なすべての措置を執ることを決意し、

次の条項を協定した。

第1章 保護に関する一般規定

第1条 文化財の定義

この条約の適用上、「文化財」とは、その源又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

(a) 各国民が受け継ぐべき文化的資産にとって多大の重要性を有する次のような動産又は不動産

建築上、芸術上又は歴史上記念すべき物（宗教的であると否とを問わない。）

考古学的遺跡

全体として歴史的又は芸術的に意義のある建物群

美術品

芸術的、歴史的又は考古学的に意義のある書跡、書籍その他の物件

科学的収集、書籍若しくは記録の重要な収集又は前掲の財の複製品の重要な収集

(b) 博物館、図書館、記録保管所その他の建造物であって(a)に定める動産文化財を保存し、又は展覧することを主要なかつ実効的な目的とするもの及び(a)に定める動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設

(c) (a)及び(b)に定める文化財が多数所在する集中地区（以下「文化財集中地区」という。）

第2条 文化財の保護

この条約の適用上、文化財の保護とは、文化財を保全し、及び尊重することをいう。

第3条 文化財の保全

締約国は、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予測される影響に対して保全することを、適当と認める措置を執ることにより平和時に用意することを約束する。

第4条 文化財の尊重

1. 締約国は、武力紛争の際に破壊又は損傷を受ける危険がある目的に自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その直接の周辺及びその保護のために使用される施設を使用しないようにすることにより、並びにその文化財に向けていかなる敵対行為を行わないようにすることにより、その文化財を尊重することを約束する。
2. 本条1に定める義務は、真にやむをえない軍事上の必要がある場合にのみ免かれることができる。
3. 締約国は、また、文化財のいかなる形における窃盗、略奪又は横領及び文化財に対するいかなる野蛮な行為をも禁止し、防止、及び必要があるときは停止させることを約束する。締約国は、他の締約国の領域内に所在する動産文化財を徴発してはならない。
4. 締約国は、文化財に対し復讐手段としていかなる行為をも行なってはならない。
5. 締約国は、他の締約国が第3条の保全措置を実施しなかったという事実を理由として、当該他の締約国に関し、本条に規定する義務を免かれることはできない。

第5条 占 領

1. 締約国は、他の締約国の領域の全部又は一部を占領した場合においては、被占領国の文化財の保全及び保存につき、その被占領国の権限のある機関をできる限り援助しなければならない。
2. 占領地域内にある文化財で軍事行動によって損傷を受けたものを保存するために措置を執る必要がある場合において、被占領国の権限のある機関がその措置を執ることができないときは、占領国は、できる限り、かつ、その被占領国の機関と密接に協力して、最も必要な保存措置を執らなければならない。
3. 締約国であって、その政府が対敵抵抗運動を行なう者によって正統政府と認められているものは、可能な場合には、この条約の文化財の尊重に関する規定に従う義務についてこれらの者の注意を喚起しなければならない。

第6条 文化財の標識の表示

文化財には、その識別を容易にするため、第16条の規定に従い標識を附することができる。

第7条 軍事上の措置

1. 締約国は、平和時に、この条約の遵守を確保するような規定を軍事上の規則又は訓令の中に入れること並びにその軍隊の構成員の間にすべての国民の文化及び文化財に対する尊重の精神を育成することを約束する。
2. 締約国は、文化財の尊重を確保すること及び文化財の保全につき責任を有する文民機関と協力することを任務とする機関又は専門職員を、平和時に、自国の軍隊中に設置し、又はその設置を計画することを約束する。

第2章 特別保護

第8条 特別保護の付与

1. 動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設、文化財集中地区及び他の非常に重要な不動産文化財は、次の要件を満たす場合には、その数を限定して特別保護の下に置くことができる。
 - (a) 大きい工業地区又は攻撃を受けやすい地点たる重要な軍事目標(たとえば、飛行場、放送局、国防のために使用される施設、比較的重要な港若しくは停車場又は交通幹線)から妥当な距離に所在すること。
 - (b) 軍事上の目的に使用されていないこと。
2. 動産文化財のための避難施設は、爆弾による害を受けるおそれの全くないように造られている場合には、この所在のいかんを問わず、特別保護の下に置くことができる。
3. 文化財集中地区は、軍事要員又は軍事資材の移動のため利用される場合においては、通過のため利用されるときでも、軍事上の目的に使用されているものとみなされる。軍事行動、軍事要員の駐留又は軍事資材の生産のいずれかに直接に関係がある活動が文化財集中地区内で行なわれる場合も、同様とする。
4. 特別に権限を付与された武装監視人が本条1に掲げる文化財を警衛すること又は公の秩序の維持を通常の任務とする警察隊がその近傍に所在することによっては、その文化財は、軍事上の目的に使用されているものとみなされない。
5. 本条1に掲げる文化財が同項にいう重要な軍事目標の近辺に所在する場合においても、保護を要請する締約国が武力紛争の際にその軍事目標を使用しないことを約束するとき、及び特に港、停車場又は飛行場についてはその締約国がすべての運輸を他に転換することを約束し、かつ、その転換を平和時に用意するときは、その文化財を特別保護の下に置くことができる。
6. 特別保護は、文化財が「特別保護文化財国際登録簿」に登録されることによりその文化財に対して与えられる。この登録は、この条約の規定に従いかつこの条約の実施規則に定める条件に基づいてのみ行なわれるものとする。

第9条 特別保護の下にある文化財の不可侵

締約国は、国際登録簿への登録が効力を生ずるときから、特別保護の下にある文化財に向けていかなる敵対行為をも行なわないようにすることにより、及び特別保護の下にある文化財又はその周辺を、第8条5に規定する場合を除くほか、軍事上の目的に使用しないようにすることにより、その文化財の不可侵を確保することを約束する。

第10条 表示及び管理

特別保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第16条の識別標識により表示されるものとし、かつ、この条約の実施規則に定める国際管理の下に置かれるものとする。

第11条 不可侵の停止

1. 締約国が、特別保護の下にあるいずれかの文化財に関し、第9条に規定する義務に違反したときは、敵対国は、この違反が継続する間、その文化財の不可侵を確保する義務を免かれるものとする。ただし、敵対国は、可能なときは、あらかじめ、その違反行為を相当な期間内に終止するように要請しなければならない。
2. 本条1に定める場合を除くほか、特別保護の下にある文化財の不可侵は、避けることができない軍事上の必要がある例外的な場合にのみ、かつ、その必要が継続する期間においてのみ、停止されるものとする。その必要の有無は、師団以上の大きさの部隊の指揮官のみが認定することができる。事情が許すときは、敵対国は、不可侵を停止する決定について、相当な期間の事前の通告を受けるものとする。
3. 不可侵を停止する国は、できる限りすみやかに、この条約の実施規則に定める文化財管理監に対し、その旨を理由を記した書面により通告しなければならない。

第3章 文化財の輸送

第12条 特別保護の下における輸送

1. もっぱら文化財を移動するための輸送は、一領域内で行なわれるものであると他の領域に向けて行なわれるものであるとを問わず、関係締約国の要請により、この条約の実施規則に定める条件に従って特別保護の下に行なうことができる。
2. 特別保護の下における輸送は、前記の実施規則に定める国際的監督の下に行ない、かつこの輸送には、第16条の識別標識を掲示しなければならない。
3. 締約国は、いかなる敵対行為をも特別保護の下における輸送に向けて行なわないようにしなければならない。

第13条 緊急の場合における輸送

1. 締約国が、特に武力紛争の初めに当り、ある文化財の安全のためその移動が必要でありか

つ、事態が緊急であるため第 12 条に定める手続によることができないような場合であると認めるときは、すでに第 12 条に定める不可侵の要請が行なわれ、かつ、拒否されている場合を除くほか、その輸送には、第 16 条の識別標識を掲示することができる。この移動についてできる限り敵対国に通告しなければならない。ただし、他国の領域への文化財の輸送には、不可侵が明示的に認められていないときは、識別標識を掲示することができない。

2．締約国は、本条 1 の輸送であって識別標識を掲示しているものに向けて敵対行為が行なわれないようにするため必要な予防措置をできる限り執るものとする。

第 14 条 押収、拿捕及び捕獲からの不可侵

1．次のものに押収、捕獲又は拿捕からの不可侵を認めるものとする。

(a) 第 12 条又は第 13 条に定める保護の利益を受ける文化財

(b) もっぱら文化財を移動するための輸送手段

2．本条の規定は、臨検及び搜索の権利を制限するものではない。

第 4 章 人 員

第 15 条 人 員

安全保障上の利益に反しない限り、文化財の保護に携わる人員は、文化財の利益のために尊重されるものとし、敵対国の権力内に陥った場合において、その者が責任を有する文化財も敵対国の権力内に陥ったときは、自己の任務を引き続き遂行することを許されるものとする。

第 5 章 識 別 標 識

第 16 条 条約の標識

1．この条約に定める識別標識は、下方がとがり、かつ、青色面と白色面とで斜め十字に四分された楕（一角がその楕の先端を形成する生青色の正方形、その正方形の上方の生青色の三角形及び両側にある 1 個ずつの白色の三角形からなっているもの）の形をしたものとする。

2．この標識は、第 17 条に定める条件に基き、1 個のみで、又は 3 個を三角状（1 個の楕を下方に置く。）に並べて使用する。

第 17 条 標識の使用

1．3 個を並べて用いる識別標識は、次のものを証示する手段としてのみ使用することができる。

(a) 特別保護の下にある不動産文化財

(b) 第 12 条及び第 13 条に定める条件に基く文化財の輸送

(c) この条約の実施規則に定める条件に基く臨時避難施設

2．1 個のみの識別標識は、次のものを証示する手段としてのみ使用することができる。

- (a) 特別保護の下にない文化財
 - (b) この条約の実施規則に従い管理の任に当る者
 - (c) 文化財の保護に携わる人員
 - (d) この条約の実施規則に定める身分証明書
- 3 . 武力紛争の間、この識別標識の使用は、本条 1 及び 2 に定める場合を除き禁止され、また、この識別標識に類似する標識の使用は、目的のいかんを問わず禁止される。
- 4 . 識別標識は、締約国の権限のある機関が正当に日付を附して署名した証書が同時に掲示されていない場合には、いかなる不動産文化財に対しても附することができない。

第 6 章 条約の適用範囲

第 18 条 条約の適用

- 1 . この条約は、平和時に実施すべき規定のほか、宣戦布告があった戦争その他締約国の間に生ずる武力紛争の場合において、それらの締約国の 1 又は 2 以上が戦争状態を承認していると否とを問わず、適用する。
- 2 . この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けると否とを問わず、適用する。
- 3 . 紛争当事国の 1 がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である諸国は、その相互の関係においては、この条約によって拘束されるものとする。さらに、これらの諸国は、締約国でない紛争当事国の 1 がこの条約の規定を受諾する旨を宣言してその規定を適用する間、その国との関係においても、この条約によって拘束されるものとする。

第 19 条 国際的性質を有しない紛争

- 1 . 1 締約国の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。
- 2 . 紛争当事者は、特別の協定により、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。
- 3 . 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、その役務を紛争当事者に提供することができる。
- 4 . 前諸項の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に変更を加えるものではない。

第 7 章 条約の実施

第 20 条 条約の実施規則

この条約を実施する手続は、この条約の不可分の一部をなす実施規則に定める。

第 21 条 利益保護国

この条約及びその実施規則の適用は、紛争当事国の利益の保全の任に当る利益保護国と協力して行なわれるものとする。

第 22 条 調停の手續

1. 利益保護国は、文化財の利益になると認めるすべての場合、特にこの条約又はその実施規則の規定の適用又は解釈に関して紛争当事国間で意見が一致しない場合には、仲介をするものとする。
2. このため、各利益保護国は、紛争当事国の 1 若しくはユネスコ事務局長の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、適切と認めるときは適当に選ばれた中立の地域で、紛争当事国の代表者、特に文化財の保護につき責任を有する機関が会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対する会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、中立国に属する者又はユネスコ事務局長の提示する者で前記の会合に議長として参加するように招請されるべきものの氏名を、紛争当事国に提示して、その承認を求めなければならない。

第 23 条 ユネスコの援助

1. 締約国は、その文化財の保護を組織化するに当り、又はこの条約若しくはその実施規則の適用から生ずる他のすべての問題に関し、ユネスコに技術的援助を求めることができる。ユネスコは、その事業計画及び資力の範囲内でこの援助を与えなければならない。
2. ユネスコは、自己の発意により前記の事項についての提案を締約国に対して行なう権限を有する。

第 24 条 特別の協定

1. 締約国は、別個に規定を設けることが適当であると認めるすべての事項について特別の協定を締結することができる。
2. この条約が文化財及びその保護に携わる人員に与える保護を減ずるような特別の協定は、締結することができない。

第 25 条 条約の普及

締約国は、平和時であると武力紛争時であるとを問わず、この条約及びその実施規則をできる限り広く自国内に普及させることを約束する。特に締約国は、この条約の原則をすべての住民、特に軍隊及び文化財の保護に携わる人員に知らせるため、軍隊の教育及びできれば文民の教育の中にこの条約についての学習を取り入れることを約束する。

第 26 条 訳文及び報告

1. 締約国は、ユネスコ事務局長を通じて、この条約及びその実施規則の公の訳文を相互に通報するものとする。
2. 締約国は、さらに、この条約及びその実施規則の実施に当って自国政府が執り、用意し、又は考究している措置に関する情報で適当と認めるものを提供する報告書を、少くとも4年に1回、ユネスコ事務局長に提出しなければならない。

第27条 会 合

1. ユネスコ事務局長は、ユネスコ執行委員会の承認を得て、締約国の代表者の会合を招集することができる。同事務局長は、締約国の5分の1以上の要請があったときは、この会合を招集しなければならない。
2. この会合は、この条約及びその実施規則の適用に関する問題を研究し、並びにこれに関して勧告を作成することを目的とする。ただし、この規定は、この条約及びその実施規則によりこの会合に与えられた他のいかなる機能をも害するものではない。
3. この会合は、また、締約国の過半数が代表者を出席させたときは、第39条の規定に従い、この条約又はその実施規則の改正の手續を執ることができる。

第28条 処 罰

締約国は、この条約の違反行為を行ない、又は行なうことを命じた者は、国籍のいかんを問わず、追求し、かつ、それらの者を刑に処し、又は懲戒するため必要なすべての措置を自国の通常の刑事管轄権の範囲内で執ることを約束する。

最 終 規 定

第29条 用 語

1. この条約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で作成される。これらの本文は、ひとしく正文である。
2. ユネスコは、その総会の他の公用語によるこの条約の訳文が作成されるように取り計らうものとする。

第30条 署 名

この条約は1954年5月14日の日付を有し、1954年4月21日から1954年5月14日までヘーグで開催された会議に招請されたすべての国による署名のため1954年12月31日まで開放しておく。

第31条 批 准

1. この条約は、署名国が各自の憲法上の手續に従って批准するものとする。

2. 批准書は、ユネスコ事務局長に寄託するものとする。

第32条 加入

この条約は、その効力発生の日から、第30条の国でこの条約に署名のしなかったすべての国及びユネスコ執行委員会により加入を招請される他のすべての国による加入のため開放しておく。加入は、ユネスコ事務局長に加入書を寄託することによって行なう。

第33条 効力の発生

1. この条約は、批准書が5通寄託された後3箇月で効力を生ずる。
2. その後は、この条約は、各締約国につき、その国の批准書又は加入書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。
3. 第18条又は第19条に定める事態に際しては、武力紛争の状態又は占領の開始の前又は後に紛争当事者によって寄託される批准書又は加入書は、直ちに効果を生ずる。この場合には、ユネスコ事務局長は、第38条の通報を最も迅速な方法で伝達するものとする。

第34条 効果的適用

1. この条約の効力発生の日にこの条約の当事国である各国は、その効力発生の日の後6箇月の期間内に、この条約の効果的適用を確保するため必要なすべての措置を執るものとする。
2. 前記の期間は、この条約の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後6箇月とする。

第35条 条約の適用地域の拡張

いずれの締約国も、批准若しくは加入の時に又はその後いつでも、ユネスコ事務局長にあてた通告書により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約が適用される旨を宣言することができる。この通告は、その受領の日の後3箇月で効力を生ずる。

第36条 従前の諸条約との関係

1. 1899年7月29日若しくは1907年10月18日の陸戦の法規慣例に関する条約(ヘーグ条約第4号)又は1907年10月18日の戦時海軍力をもってする砲撃に関する条約(ヘーグ条約第9号)により拘束され、かつ、この条約の当事国である国の間においては、この条約は、ヘーグ条約第9号及びヘーグ条約第4号附属の規則を補足するものであり、この条約及びその実施規則が識別標識を使用すべきことを定める場合においては、この条約の第16条の識別標識がヘーグ条約第9号の第5条に定める記章に代るものとする。
2. 1935年4月15日の芸術上及び科学上の施設並びに歴史的記念物の保護に関するワシントン条約(レーリッヒ条約)により拘束され、かつ、この条約の当事国である国の間において

は、この条約は、レーリッヒ条約を補足するものであり、この条約及びその実施規則が識別標識を使用すべきことを定める場合においては、この条約の第 16 条の識別標識がレーリッヒ条約の第 3 条に定める識別旗に代るものとする。

第 37 条 廃 棄

- 1 . 各締約国は、自国のために、又は自国が国際関係について責任を有する領域のためにこの条約を廃棄することができる。
- 2 . 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託される文書により通告されるものとする。
- 3 . 廃棄は、廃棄通告書の受領の後 1 年で効力を生ずる。ただし、廃棄しようとする国が、この期間の満了の時に武力紛争にまき込まれている場合には、その廃棄は、武力紛争の状態の終了又は文化財の送還措置の完了のいずれかおそい時まで効力を生じない。

第 38 条 通 報

ユネスコ事務局長は、第 31 条、第 32 条及び第 39 条にそれぞれ定める批准書、加入書及び受諾の文書並びに第 35 条、第 37 条及び第 39 条にそれぞれ定める通告書及び廃棄通告書の寄託を第 30 条及び第 32 条に掲げる国並びに国際連合に通報するものとする。

第 39 条 条約及び実施規則の改正

- 1 . いずれの締約国も、この条約又はその実施規則の改正を提案することができる。改正案は、ユネスコ事務局長に通報するものとし、同事務局長は、その改正案を各締約国に転報するとともに、次のいずれを選ぶかを 4 箇月以内に回答するように各締約国に要請するものとする。
 - (a) 改正案を審議するための会議の招集を希望すること。
 - (b) 会議によらずに改正案を受諾することに賛成であること。
 - (c) 会議によらずに改正案を拒否することに賛成であること。
- 2 . ユネスコ事務局長は、本条 1 の規定に基づいて受領した回答をすべての締約国に転報しなければならない。
- 3 . すべての締約国が、所定の期限までにユネスコ事務局長に対し本条 1 (b) の規定の趣旨に従って自国の意見を表明し、かつ、会議によらずに当該改正を受諾することに賛成である旨を同事務局長に通報した場合には、同事務局長は、第 38 条の規定の例により、締約国によるこの決定を通告するものとする。その改正は、この通告の日から 90 日の期間が満了した時にすべての締約国について効力を生ずるものとする。
- 4 . ユネスコ事務局長は、3 分の 1 をこえる締約国の要請があったときは、当該改正案を審議するため締約国の会議を招集しなければならない。
- 5 . 前項の規定に従って行なわれるこの条約又はその実施規則の改正は、会議に代表者を出した締約国が全会一致で採択し、かつ、各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ずるもの

である。

6．本条4及び5に定める会議で採択されたこの条約又はその実施規則の改正の締約国による受諾は、ユネスコ事務局長に正式の文書を寄託することによって行なうものとする。

7．この条約又はその実施規則の改正が効力を生じた後は、改正後のこの条約及びその実施規則のみを批准又は加入のため開放しておくものとする。

第40条 登 録

この条約は、国際連合憲章第102条の規定に従い、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合事務局に登録されるものとする。

以上の証拠として、正当に委任された下名は、この条約に署名した。

1954年5月14日にヘーグで本書1通を作成した。本書は、ユネスコの記録に寄託され、その認証謄本は、第30条及び第32条に掲げるすべての国並びに国際連合に送付される。

武力紛争の際の文化財の保護のための議定書（仮訳）

1954年5月14日 ヘーグで作成

1956年8月7日 効力発生

締約国は、次のとおり協定した。

- 1．各締約国は、1954年5月14日にヘーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護のための条約第1条に定める文化財が、武力紛争の間に自国が占領する領域から輸出されることを防止することを約束する。
- 2．各締約国は、いずれかの被占領地域から直接または間接に自国の領域に輸入される文化財を保管することを約束する。この保管は、文化財が輸入されたとき自動的に行なわれるか、または、自動的に行なわれない場合には、被占領地域の当局の要請によって行なわれるものとする。
- 3．各締約国は、武力紛争の状態が終了したときは、1に定める原則に違反して輸出された文化財で自国の領域に所在するものを、占領下にあった領域の権限のある当局に返還することを約束する。このような財は、戦争賠償として留置してはならない。
- 4．締約国であって自国が占領する領域からの文化財の輸出を防止する義務を負っていたものは、前項に従って返還されるべきいずれかの文化財の善意の所持者に対し、補償金を支払わ

なければならない。

5. 締約国の領域を出所とする文化財であってその締約国が武力紛争の危険からその財を保護する目的で他の締約国に寄託したものは、武力紛争の状態が終了したときは、当該地の締約国によって、その財の出所である領域の権限のある当局に返還されなければならない。
6. この議定書は、1954年5月14日の日付を有し、1954年4月21日から1954年5月14日までヘーグで開催された会議に招請されたすべての国による署名のため1954年12月31日まで開放しておく。
7. (a) この議定書は、各国が各自の憲法上の手続に従って批准するものとする。
(b) 批准書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託されるものとする。
8. この議定書は、その効力発生の日から、6に掲げる国でこの議定書に署名しなかったすべての国および国際連合教育科学文化機関執行委員会により加入を招請される他のすべての国による加入のために開放される。加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行なう。
9. 6および8に掲げる国は、署名、批准または加入のときに、この議定書の1または11の規定に拘束されない旨を宣言することができる。
10. (a) この議定書は、批准書が5通寄託された後3箇月で効力を生ずる。
(b) その後は、この議定書は、各締約国につき、その国による批准書または加入書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。
(c) 1954年5月14日にヘーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護のための条約第18条および第19条に掲げる事態に際しては、敵対行為または占領の開始の前または後に紛争当事者によって寄託される批准書または加入書は、直ちに効力を生ずる。この場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、14に掲げる通報を最も迅速な方法で伝達するものとする。
11. (a) この議定書の効力発生の日にこの議定書の当事国である各国は、その効力発生の日の後6箇月の期間内に、この議定書の効果的適用を確保するため必要なすべての措置を執るものとする。
(b) 前記の期間は、この議定書の効力発生の日の後に批准書または加入書を寄託する国については、その批准書または加入書の寄託の日の後6箇月とする。
12. いずれの締約国も、批准もしくは加入のときにまたはその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあてた通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部または一部にこの議定書が適用される旨を宣言することができる。この通告は、受領の日の後3箇月で効力を生ずる。
13. (a) 各締約国は、自国のためにまたは自国が国際関係について責任を有する領域のために

この議定書を廃棄することができる。

(b) 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託される文書により通告するものとする。

(c) 廃棄は、廃棄通告書の受領の後1年で効力を生ずる。ただし、この期間の満了の時に廃棄国が武力紛争にまきこまれている場合には、その廃棄は、武力紛争の状態が終了するまでまたは文化財の送還措置が完了するまでのいずれかおそい方のときまで効力を生じない。

14. 国際連合教育科学文化機関事務局長は、7、8および15にそれぞれ定める批准書、加入書または受諾書ならびに12および13にそれぞれ定める通告書および廃棄通告書の寄託を6および8に掲げる国ならびに国際連合に通報するものとする。

15. (a) この議定書は3分の1をこえる締約国の要請があったときは、改正することができる。

(b) 国際連合教育科学文化機関事務局長は、この目的のため会議を招集しなければならない。

(c) この議定書の改正は、会議に代表者を出した締約国が全会一致で採択し、かつ、各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ずるものとする。

(d) (b)および(c)に掲げる会議で採択されたこの議定書の改正の締約国による受諾は、国際連合教育科学文化機関事務局長に正式の文書を寄託することによって行なうものとする。

(e) この議定書の改正が効力を生じた後は、議定書の改正された本文のみを批准または加入のために開放しておくものとする。この議定書は、国際連合憲章第102条に従い、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合事務局に登録される。

以上の証拠として、正当に委任された下名は、この議定書に署名した。

1954年5月14日にヘーグでひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語による本書一通を作成した。

本書は、国際連合教育科学文化機関の記録に寄託され、その認証謄本は、6および8に掲げるすべての国ならびに国際連合に送付される。